【指定行動援護】

主眼事項及び着眼点

1日足1] 到顶砖。	工业于决	及い自収点	
主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否
第1節 一般原則			<u> </u>
2) 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の 最護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障 情児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供 二努めなければならない。	90第4条第2		適・
3) 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁 隻、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うととも こ、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じな ければならない。			
行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、利用者	90第5条第4		適・
第3節 人員に関する基準			<u> </u>
従業者の員数		1 人員に関する基準	
接者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定行 が接護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(指定居 が設めの目標生活及び社会 という。という。という。 を終合的に支援するための法律に基づく指定障害 を経合の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平 成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」とい の。)第5条第1項の厚生労働大臣が定めるものをいう。 以下同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とす る。	6条第1項準用)		

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否
		(基礎研修及び実践研修)修了者であって、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日社庶第29号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知)の別添2「介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等」という。)のうち、知的障害者若しくは知的障害児に関するもの、知的障害者、知的障害児若しくは精神障害者の居宅介護又はこれと同等であると都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)においては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。)が認める業務とし、併せて、従事した期間は業務の範囲通知に基づいて、1年換算して認定するものとする。	

条第2項進

2 サービス提供責任者

(2) 指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所ごとに、 常勤の従業者であって専ら指定行動援護の職務に従事する もののうち事業の規模(当該行動援護事業者が居宅介護、 重度訪問介護又は同行援護に係る指定障害福祉サービス事 業の指定を併せて受け、かつ、指定行動援護の事業と居宅 介護、重度訪問介護又は同行援護に係る指定障害福祉サー ビスの事業とを同一の事業所において一体的に運営してい る場合にあっては、当該事業所において一体的に運営して いる指定居宅介護及び重度訪問介護、同行援護又は行動援 護に係る指定障害福祉サービスの事業規模)に応じて1人 以上の者をサービス提供責任者としなければならない。 の場合において、当該サービス提供責任者の員数について は、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができ る。

厚生労働省Q&A(H24831事務連絡 問48)

- サービス提供責任者の配置基準の「当該事業所の利用者の数が 40人又はその端数を増すごとに1人以上」について、複数の訪問系サービスの指定を受ける事業所において、以下のような利用者がいる 場合に置くべきサービス提供責任者の員数はどのように算出するの
- へ。 ① 複数のサービスを利用する者がいない場合 ② 複数のサービスを利用する者がいる場合
- ① 複数のサービスを利用する者がいない場合

【例】 居宅介護利用者数:30人 行動援護利用者数:10人の場合

a 実利用者数

居宅介護 行動援護 実利用者数

30人 + 10人 = 40人 b サービス提供責任者の員数

実利用者数 配置基準 サービス提供責任者の員数

1人 40人 ÷ 40人

② 複数のサービスを利用する者がいる場合 【例】

居宅介護利用者数:60人 行動援護利用者数:30人

居宅介護と行動援護の両方を利用している利用者数:10人の場合 a 実利用者数

居宅介護 行動援護 複数サービス利用者数 実利用者数

60人 + 30人 - 10人 b サービス提供責任者の員数

実利用者数 配置基準 サービス提供責任者の員数

80人 ÷ 40人 = 2人

解釈通知別表1

月間延べサービス提供時間	a に基づき置か なければならな	常勤換算方法を 採用する事業所 で必要となる常 勤のサービス提 供責任者
450時間以下	1	1
450時間超900時間以下	2	1
900時間超1,350時間以下	3	2
1,350時間超1,800時間以下	4	3
1,800時間超2,250時間以下	5	4
2,250時間超2,700時間以下	6	4
2,700時間超3,150時間以下	7	5

平24県条例 (2) サービス提供責任者(基準第5条第2項) 90第8条(第6 ①

配置の基準

事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供 責任者としなければならないこととしているが、管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支 えないこと。なお、これについては、最小限必要な 員数として定められたものであり、業務の実態に応 じて必要な員数を配置するものとする。

また、サービス提供責任者の配置の基準は、次のいずれか に該当する員数を置くこととする。

- 当該事業所の月間の延べサービス提供時間(事業 所における待機時間や移動時間を除く。) が概ね 450時間又はその端数を増すごとに1人以上
- 当該事業所の従業者の数が10人又はその端数を増 すごとに1人以上
- 当該事業所の利用者の数が40人又はその端数を増 すごとに1人以上

したがって、例えば、月間の延べサービス提供時間が450 時間を超えていても、従業者の数が10人以下であれば、bの 基準、利用者の数が40人以下であればcの基準によりサービ ス提供責任者は1人で足りることとなる。

(例) 延べサービス提供時間640時間、従業者数12人(常勤 職員5人及び非常勤職員7人)及び利用者数20人である場 合、cの基準により、配置すべきサービス提供責任者は1人 で足りることとなる。

- cの規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任 者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の 業務に主として従事する者を1人以上配置している 当該事業所において、サービス提供責任者が行う業 務が効率的に行われている場合にあっては、当該事 業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用 者の数が50人又はその端数を増すごとに1人以上と することができる。
- この場合次の点に留意する必要がある。
 - 「サービス提供責任者の業務に主として従事する 者」とは、サービス提供責任者である者が当該事業 所の居宅介護従業者として行ったサービス提供時間 (事業所における待機時間や移動時間を除く。) が、1月あたり30時間以内であること
 - 「サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている」場合とは、基準においてサービス提供責 任者が行う業務として規定されているものについ て、省力化・効率化が図られていることが必要であ り、例えば、以下のような取組が行われているいる ことをいうものである。
 - 居宅介護従業者の勤務調整(シフト管理)につい て、業務支援ソフトなどの活用により、迅速な調整 を可能としていること
 - 利用者情報(居宅介護計画やサービス提供記録 等)について、タブレット端末やネットワークシステム等のIT機器・技術の活用により、職員間で円滑 に情報共有することを可能としていること
 - 利用者に対して複数のサービス提供責任者が共同 して対応する体制(主担当や副担当を定めている

否

主眼事項及び着眼	Į,	点(県条例及で	ド県規則)
3,150時間超3,600時間以下			8 6
3,600時間超4,050時間以下			9 6
4,050時間超4,500時間以下		1	0 7
4,500時間超4,950時間以下		1	1 8
4,950時間超5,400時間以下		1	2 8
5,400時間超5,850時間以下		1	3 9
5,850時間超6,300時間以下		1	4 10
6,300時間超6,750時間以下		1	5 10
6,750時間超7,200時間以下		1	6 11
解釈通知別表 2			
従業者の数	にに営	Z基づき置かな ければならない	常勤換算方法を 採用する事業所 で必要となる常 勤のサービス提 供責任者
10人以下		1	1
11人以上20人以下		2	1
21人以上30人以下		3	2
31人以上40人以下		4	3
41人以上50人以下		5	4

1(

1:

1:

14

1.9

16

10

10

11

151人以上160人以下 解釈通知別表 3

51 人以上60 人以下

71 人以上80 人以下

81人以上90人以下

91人以上100人以下

101人以上110人以下

111人以上120人以下

121人以上130人以下

131人以上140人以下

141人以上150人以下

利用者の数	に基づき置かな ければならない 常勤のサービス	常勤換算方法を 採用する事業所 で必要となる常 動のサービス提 供責任者
40人以下	1	1
41人以上80人以下	2	1
81人以上120人以下	3	2
121人以上160人以下	4	3
161人以上200人以下	5	4
201人以上240人以下	6	4
241人以上280人以下	7	5
281人以上320人以下	8	6
321人以上360人以下	9	6
361人以上400人以下	10	7
401人以上440人以下	11	8
441人以上480人以下	12	8
481人以上520人以下	13	9
521人以上560人以下	14	10
561人以上600人以下	15	10
601人以上640人以下	16	11

解釈通知別表 5

利用者の数	(2)の①のアの dに基づき置か なければならな で必要となる常
	1 24 11 0 11 12 11 0 11 12 0 41

等)を構築する等により、サービス提供責任者業務の中で生じる課題に対しチームとして対応することや、当該サービス提供責任者が不在時に別のサービス提供責任者が補完することを可能としていることこの場合において、常勤換算方法を採用する事業所で必要となるサービス提供責任者については、イの規定に関わらず、別表5に示すサービス提供責任者数を配置するものとする。

解釈通知 (国に準じる)

適否

根拠法令等

- イ 事業の規模に応じて常勤換算方法によることができるとこととされたが、その具体的取扱いは次のとおりとする。なお、サービス提供責任者として配置することができる非常勤職員については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)の2分の1以上に達している者でなければならない
- a ①のアの a 、 b 又は c に基づき、1 人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所については、常勤換算方法によることができる。この場合において、配置すべきサービス提供責任者の員数は、常勤換算方法で、当該事業所の月間の延べサービス提供時間を450で除して得られた数 (小数点第一位に切り上げた数)、従業者の数を10で除して得られた数又は利用者の数を40で除して得られた数(小数点第一位に切り上げた数)以上とする。
- b aに基づき、常勤換算方法によることとする事業所については、①のアのa、b又はcに基づき算出されるサービス提供責任者数から1を減じて得られた数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。
- c ①のアの a 、 b 又は c に基づき、 6 人以上のサービス提供責任者を配置しなければならない事業所であって、常勤換算方法によることとする事業所については、①のアの a 、 b 又は c に基づき算出されるサービス提供責任者の数に 2 を乗じて 3 で除して得られた数(一の位に切り上げた数)以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。

従って、具体例を示すと別表1から3までに示す常勤換算 方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任 者数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとす る。

- ウ 事業の規模については、前3月の平均値を用いる。この場合、前3月の平均値は、歴月ごとの数を合算し、3で除して得た数とする。なお、新たに事業を開始し、又は再開した事業所においては、適切な方法により推定するものとする。
- エ 当該指定居宅介護事業所が提供する指定居宅介護 のうち、通院等乗降介助に該当するもののみを利用 した者の当該月における利用者の数については、 0.1人として計算すること。
- (7) 指定行動援護事業所の取扱い
- サービス提供責任者の資格要件

指定行動援護事業所のサービス提供責任者は、行動援護従 業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修

(基礎研修及び実践研修)終了者であって、業務の範囲通知のうち知的障害者若しくは知的障害児に関するもの、知的障害者、知的障害児若しくは精神障害者の居宅介護又はこれと同等であると都道府県知事が認める業務とし、併せて、従事した期間は、業務の範囲通知に基づいて3年に換算して認定するものとする。(ただし、令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日において(2)の②のアからエまで又は日本の護職員務に従事したおの課程を修了した要件に該当し、外で護等の議算条務に従事した者のいずれかの障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に5年以上従事した経験を有することで足りるものとする。)

(参考(2)②資格要件)

サービス提供責任者については、次のいずれかに該当する常 勤の従業者から選任すること。

ア 介護福祉士

3

行動援護

主眼事項及び着	静眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否
	い 常 期 の サービ 入 提		イ 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30 号)第40条第2項第2号の指定を受けた学校又は養	
50人以下	3	1	成施設において1月以上介護福祉士として必要な知 識及び技能を修得するための研修(以下「実務者研	
51人以上100人以下	3	1	一 誠及の技能を修行するための研修(以下「美撈有研 修」という。)を修了した者	
101人以上150人以下	3	<u> </u>	ウ 介護保険法施行規則の一部を改正する省令	
151人以上200人以下	4 3	1	(平成24年厚生労働省令第25号)による改正前の介	
201人以上250人以下	5 4		護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22	
251人以上300人以下	6 4		条の23第1項に規定する介護職員基礎研修を修了し た者	
301人以上350人以下	7 5	1		
351人以上400人以下	8 6	1	エ 居宅介護従業者養成研修(指定居宅介護等の提供 に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの一部	
401人以上450人以下	9 6	1	を改正する件(平成25年厚生労働省告示第104号)	
451人以上500人以下	10 7	1	による改正前の指定居宅介護等の提供に当たる者と	
501人以上550人以下	11 8	4	して厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働 省告示第538号。)第2号に規定する1級課程(以	
551人以上600人以下	12 8	4	下「1級課程」という。)を修了した者	
	13 9 は、前3月の平均値とする。ただ る場合は、(2)の事業の規模は推定	平24県条例 三 90第8条	なお、看護師等の資格を有する者については、1級課程の 全科目を免除することが可能とされていたことから、1級課程を修了したものとして取り扱って差し支えない。 また、居宅介護職員初任者研修課程を修了したとされた看 護師等については、3年以上の実務経験は要件としないこと 。 この場合において、(5)の③の留意点についても、留意	
			すること。 (5) 指定重度訪問介護事業所の取扱い ③ 留意点	
			②の「居宅介護職員初任者研修課程を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者」とは、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第5号に規定する「3年以上介護等の業務に従事した者」と同様とし、その具体的な取扱いについては、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日社庶第29号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知)の別添2「介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等」(以下「業務の範囲通知」という。)を参考とされたい。この場合、3年間の実務経験の要件が達成された時点と居宅介護職員初任者研修課程の研修修了時点との時間的な前後	
			関係は問わないものであること。 また、介護等の業務に従事した期間には、ボランティアとして介護等を経験した期間は原則として含まれないものであるが、特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第7号)に基づき設立された特定非営利活動法人が法第36条第1項の規定に基づき居宅介護に係る指定を受けている民宅介護と、が指定を受けて行うことを予定している居宅介護と、が指定を受けて行うことを予定している居宅介護と、いいに、個外的に、当該特定非営利活動法人及び当該特定事として、例外的に、当該特定非営利活動法人及び当該特定事とした。 経験を有する者の従事期間を、当該者の3年の実務経験に算入して差し支えないものとする。 なお、この場合において、介護福祉士国家試験の受験資格とは、アの実務経験に当該従事期間を与えてストレできない。	

管理者

指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所ごとに専ら 平24県条例 (3) 管理者(基準第6条) その職務に従事する常勤の管理者を置かなければならな 90第8条(第 い。ただし、指定行動援護事業所の管理上支障がない場合 は、当該指定行動援護事業所の他の職務に従事させ、又は 7条準用) 当該行動援護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事さ せることができるものとする。

ものであること。

指定行動援護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則と して専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。な お、管理者は、指定行動援護の従業者である必要はないもの

としての実務経験に当該従事期間を算入することはできない

- である。
 ① 当該指定行動援護事業所の従業者としての職務に 従事する場合
 - ② 同一の事業者によって設置された他の事業所、施 設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場 合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は 従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定 居宅介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等 で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことが でき、また、事故発生時等の緊急時の対応について、 あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者 自身が速やかに出勤できる場合(この場合の他の事業の内容に関わないが、例うば

否

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知 (国に準じる)	適否
		来のスは他収等の事業の内容は同わないが、例えば、 管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断され	
		る場合や、併設される指定障害者支援施設等において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合(指定障害者支援施設等における勤務時間が極めて限られている場合を除く。)、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。)	
		(8) 人員の特例要件について ① 指定居宅介護事業者が、指定重度訪問介護、指定同行援護又は指定行動援護を併せて行う場合の要件 ア 従業者(ホームヘルパー) 当該事業所に置くべき従業者の員数は、一の指定居宅介護事業所として置くべき従業者の員数で足りるものとする。(指定居宅介護事業者、指定重度訪問介護事業者、指定同行援護事業者及び指定行動援護事業者のうち3つ以上の指定を受ける場合も同様とする。)	
		イ サービス提供責任者 当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数 は、指定重度訪問介護、指定同行援護及び指定行動援 護を合わせた事業の規模に応じて1以上で足りるもの とする。(同上)	
		ただし、指定重度訪問介護事業所が指定居宅介護、指定同行援護又は指定行動援護の事業を併せて行う場合のサービス提供責任者の配置の基準は、次のいずれかに該当する員数を置くこととする。(同上) a (2)の①の基準のいずれかに該当する員数(ただ	
		し、(2)の①のアのc又はdによりサービス提供責任者の員数を算出する場合においては、重度訪問介護の利用者が10人以下の場合に限り、「指定重度訪問介護の利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上」、「指定重度訪問介護の利用者の数が50人又はその端数を増すごとに1人以上」に読み替えて算出することができるものとする。) b 指定居宅介護、指定同行援護又は指定行動援護については(2)の①の基準のいずれかに該当する員	
		数、指定重度訪問介護については、(5)の①の基準のいずれかに該当する員数のそれぞれを合計した員数(ただし、(5)の①のアのbの基準により指定重度訪問介護のサービス提供責任者の員数を算出する場合は、「指定重度訪問介護専従の従業者20人又はその端数を増すごとに1人以上」に読み替えて算出するものとする。この場合、指定重度訪問介護と指定居主介護、指定同行援護又は指定行動援護の双方に従事する従業者については、(2)の①のアのbの基準を適用し員数を算出した上で、「指定重度訪問介護専従の従業者20人又はその端数を増すごとに1人以上」の基準により算出した員数と合計した員数を配置することとする。)	
		ウ 管理者 当該事業所に置くべき管理者が、指定重度訪問介 護事業所、指定同行援護事業所及び指定行動援護事 業所の管理者の業務を兼務することは差し支えな い。(同上) なお、アからウまでの取扱いについては、指定重度訪問介 護事業者が指定居宅介護、指定同行援護又は指定行動援護 を、指定同行援護事業者が指定居宅介護、指定重度訪問介護 又は指定行動援護を、指定行動援護事業者が指定居宅介護、 指定重度訪問介護又は指定同行援護を併せて行う場合も同様 とする。	
		② 介護保険との関係 介護保険法(平成9年法律第123号)による指定訪問介護護事業又は第一号訪問事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条による改正前の介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)(以下この②において「指定民字介護等」という。)の事業を同一の事業所にお	

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否
		いて併せて行う場合は、指定訪問介護等の事業に係る指定を 受けていることをもって、指定居宅介護等の事業に係る基準 を満たしているものと判断し、指定を行って差し支えないも	
		のとする。 この場合において、当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、次のいずれかに該当する員数を置くものとする。 ア 当該事業所における指定訪問介護等及び指定居宅	
		介護等の利用者数の合計数に応じて必要とされる員数以上 イ 指定訪問介護等と指定同行援護等のそれぞれの基準により必要とされる員数以上 なお、指定居宅介護等のサービス提供責任者と指定訪問介護等のサービス提供責任者を兼務することは差し支えない。	
		③ 移動支援事業との兼務について サービス提供責任者は、(2)の②に定めるものであって、 専ら指定居宅介護事業に従事するものをもって充てなければ ならない。ただし、利用者に対する指定居宅介護の提供に支 障がない場合は、同一の敷地内にある移動支援事業(法第5 条第26項に規定する移動支援事業をいう。以下同じ。)の職 務に従事することができるものとする。	
		指定居宅介護事業者が移動支援事業を一体的に行う場合の 指定居宅介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数 は、移動支援事業を合わせた事業の規模に応じて(2)の①の 基準のいずれかにより算出し、1以上で足りるものとする。 なお、指定同行援護事業者又は指定行動援護事業者が同一 の敷地内において移動支援事業を一体的に行う場合も同様と する。 また、指定重度訪問介護事業者が同一の敷地内において移	
な 4 体 → → → → → → → → → → → → → → → → → →		動支援事業を一体的に行う場合のサービス提供責任者の配置の基準は、①のイのa又はb(「指定居宅介護、指定同行援護又は指定行動援護」を「移動支援」に読み替えるものとする。)のいずれかに該当する員数を置くものとする。	

第4節 設備に関する基準

設備及び備品等

指定同行援護事業所には、事業の運営を行うために必要 平24県条例 2 設備に関する基準(基準第8条第1項) な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定行動援護の 90第9条第2 (1) 事務室 提供に必要な設備及び備品等が備えなければならない。

項(第9条第 1項準用)

指定行動援護事業所には、事業の運営を行うために必要な 面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕 切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場 合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。 なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がな いときは、指定行動援護の事業を行うための区画が明確に特 定されていれば足りるものとする。

(2) 受付等のスペースの確保

事務室又は指定行動援護の事業を行うための区画について は、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペー スを確保するものとする。

(3) 設備及び備品等

指定行動援護事業者は、指定行動援護に必要な設備及び備 品等を確保するものとする。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。ただし、他 の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定行 動援護の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がな い場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。

なお、事務室又は区画、設備及び備品等については、必ず しも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているも のであっても差し支えない。

(4) 設備の特例要件について

第3の(8)の①、②及び③に該当する場合の設備要件につ いては、(1)から(3)に準じて取り扱われたい。

第5節 運営に関する基準

1 内容及び手続の説明及び同意

(1) 指定行動援護事業者は、支給決定障害者等が指定行動 平24県条例 (1) 内容及び手続の説明及び同意(基準第9条) 援護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係 90第44条第 る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込 2項(第10条 者に対し、23に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体 第1項準用)申込者に対し、当該指定行動援護事業所の運営規程の概要、 制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認め られる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該

指定行動援護事業者は、利用者に対し適切な指定行動援護 を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用 従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施 · 否

否

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知 (国に準じる)	遃	i否
指定行動接護の提供の開始について当該利用申込者の同意 を得なければならない。	TOUR	した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等の利用申込者がサービスを選択するために必要な 重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮		
(2) 指定行動援護事業者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。	90第44条第	されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定行動接護の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである。なお、利用者及び指定行動接護事業所双方の保護の立場から書面によ利用者とが指定行動接護の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条第1項の規定に基づき、(① 当該事業の経営者が提供につき利用者が支払うべき 組定院する事項(④ 指定行動援護の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項(④ 指定行動援護の提供開始年月日(⑤ 指定行動援護の提供開始年月日(⑥ 指定行動援護に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付すること。なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電升する方法により提供することができる。		
2 契約支給量の報告等 (1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護を提供するとき	亚94周冬辰	(2) 初幼寺於昌の部生体 /甘海佑10冬	海	• 否
は、当該指定行動援護の内容、支給決定障害者等に提供す ることを契約した指定行動援護の量(以下この章において	90第44条第 2項(第11条	① 契約支給量等の受給者証への記載		· 6
(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えてはならない。	90第44条第 2項(第11条			
(3) 指定行動援護事業者は指定行動援護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。	90第44条第 2項(第11条			
(4) (1)から(3)までの規定については、受給者証記載事項 に変更があった場合について準用する。	平24県条例 90第44条第 2項(第11条 第4項準用)			
3 提供拒否の禁止			1	
	90第44条第		適	· 否
4 連絡調整に対する協力				

指定行動援護事業者は、指定行動援護の利用について市 平24県条例 町村又は一般相談支援事業者しくは特定相談支援事業を行 う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。 2項(第13条 準用) 指定行動援護事業者は、市町村又は一般相談支援事業者は、市町村又は一般相談支援事業者は、市町村又は一般相談支援事業者は、市町村又は一般相談支援事業者が行う利用者の紹介、地域によるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に対し指定障害福祉サービスの円滑な利用の観点から、できる限協力しなければならないこととしたものである。	道。	否
指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所の通常の事 業の実施地域(当該事業所が通常時にサービスを提供する 90第44条第 地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し 2項(第14条 自ら適切な指定行動援護を提供することが困難であると認 めた場合は、適当な他の指定行動援護事業者等の紹介その		
業の実施地域(当該事業所が通常時にサービスを提供する 地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し 自ら適切な指定行動援護を提供することが困難であると認 めた場合は、適当な他の指定行動援護事業者等の紹介その と認りた場合は、適当な他の指定行動援護事業者等の紹介その と認りた場合は、適当な他の指定行動援護事業者等の紹介その他の必要な措置		
他の必要な措置を速やかに講じなければならない。 速やかに講じなければならないものである。	適	否
6 受給資格の確認	<u> </u>	
指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供を求められ た場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定 の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめるものと する。 (6) 受給資格の確認(基準第14条) 指定行動援護の利用に係る介護給付費を受けることがで るのは、支給決定障害者等に限られるものであることを監 準用) (5) 受給資格の確認(基準第14条) 指定行動援護の利用に係る介護給付費を受けることがで るのは、支給決定障害者等に限られるものであることを監 え、指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供の開始に し、利用者の提示する受給者証によって、支給決定の有無 支給決定の有効期間、支給量等を確かめなければならない ととしたものである。	ま 際 、	否
7 介護給付費の支給の申請に係る援助	ı	
(1) 指定行動援護事業者は、行動援護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	カュ	否
(2) 指定行動援護事業者は、行動援護に係る支給決定に通 平24県条例 常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の 80第44条第 終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を 7に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を 2項(第16条 第2項準用) る意向がある場合には、市町村の標準処理期間を勘案し、らかじめ余裕をもって当該利用者が支給申請を行うことを定めたもの 3 ある。	すあで	
指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供に当たって 平24県条例は、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保 90第44条第 健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努 2項(第17条 めなければならない。 準用)	適•	
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等		
(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護を提供するに当 平24県条例 たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行 90第44条第 い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の 保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接 な連携に努めなければならない。	適・	否
(2) 指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供の終了に 際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行う 90第44条第 とともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する 2項(第18条 者との密接な連携に努めなければならない。 第2項準 用)		
10 身分を証する書類の携行	1	
指定行動援護事業者は、従業者に身分を証する書類を携 平24県条例 行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められ 90第44条第 たときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。 2項(第19条 準用) は 1 を 1 を 2項(第19条 準用) は 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	に及す、	

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適	否
(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護を提供した際は、当該指定行動援護の提供日、内容その他必要な事項を、指定行動援護の提供の都度記録しなければならない。	90第44条第 2項(第20条	その時点での指定行動援護の利用状況等を把握できるように	適・	否
		するため、指定行動援護事業者は、指定行動援護を提供した際には、当該指定行動援護の提供日、提供したサービスの具体的内容(例えば、身体介護と家事援助の別等)、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、後日一括して記録するのではなく、サービスの提供の都度記録しなければならないこととしたものである。		
(2) 指定行動援護事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定行動援護を提供したことについて確認を受けなければならない。	90第44条第 2項(第20条	② 利用者の確認 同条第2項は、同条第1項のサービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、利用者の確認を得なければならないこととしたものである。		
12 指定行動援護事業者が支給決定障害者に求めることの	 できる金銭	の支払の範囲等		
決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるの は、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるもの	90第44条第 2項(第21条		適 •	否
		1 指定行動援護のサービス提供の一環として行われる ものではないサービスの提供に要する費用であること。		
(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。	90第44条第 2項(第21条	② 利用者等に求める金額、その使途及び金銭の支払を 求める理由について記載した書面を利用者に交付し、 説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ているこ と。		
13 利用者負担額等の受領				
(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定行動援護に係る利用者		(11)利用者負担額等の受領(基準第21条) ① 利用者負担額の受領	適 •	否
	2項(第22条			
(2) 指定行動援護事業者は、法定代理受領を行わない指定 行動援護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定 行動援護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払 を受けるものとする。	90第44条第 2項(第22条			
	90第44条第 2項(第22条			
(4) 指定行動援護事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。	90第44条第	同条第4項は、前3項の規定による額の支払を受けた場合 には当該利用者に対して領収証を交付することとしたもので		
(5) 指定行動援護事業者は、(3)の費用に係るサービスの 提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対				

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知 (国に準じる)	適否
し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支 給決定障害者等の同意を得なければならない。		供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス の内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得 ることとしたものである。	
14 利用者負担額に係る管理			
指定行動援護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定行動援護事業者が提供する指定行動援護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定行動援護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定行動援護及び他の指定障害福祉サービス等の規定により読み替えて、適用される場合を含む。)の規定により算定された介護経付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額合計額」という。)を算定しな計者は近下「利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定行動援護事に、利者負担額合計額を市町村に報告するともに、利益該支援をいる。	5 90第44条第 - 2項(第23条 重準用)	指定行動援護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受け	適· i
15 介護給付費の額に係る通知等	1		
(1) 指定行動援護事業者は、法定代理受領により市町村から指定行動援護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。	90第44条第 2項(第24条 第1項準用)	① 利用者への通知 基準第23条第1項は、指定行動援護事業者は、市町村から 法定代理受領を行う指定行動援護に係る介護給付費の支給を 受けた場合には、利用者に対し、当該利用者に係る介護給付 費の額を通知することとしたものである。	適・?
(2) 指定行動援護事業者は、13の(2)の法定代理受領を行わない指定行動援護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定行動援護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しなければならない。	90第44条第 2項(第24条	② サービス提供証明書の利用者への交付 同条第2項は、基準第21条第2項の規定による額の支払を受けた場合には、提供した指定行動援護の内容、費用の額その他利用者が市町村に対し介護給付費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならないこととしたものである。	
(1) 指定行動援護は、利用者が居宅において自立した日常 生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の 身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に 提供されなければならない。	90第44条第	(14) 指定行動援護の基本取扱方針(基準第24条) 指定行動援護は、漫然かつ画一的に提供されることがないよう、個々の利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切に提供されなければならないこととしたものである。 提供された指定行動援護については、目標達成の度合いや	適・?
(2) 指定行動援護事業者は、その提供する指定行動援護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	平24県条例 90第44条第 2項(第25条 第2項準用)	利用者の満足度等について常に評価を行うとともに、行動援 護計画の見直しを行うなど、その改善を図らなければならな いものであること。	
17 指定行動援護の具体的取扱方針			
指定行動援護事業所の従業者が提供する指定行動援護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一 指定行動援護の提供に当たっては、18の(1)に規定する行動援護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。	90第44条第 2項(第26条 準用) 平24県条例	(15) 指定行動援護の具体的取扱方針(基準第25条) ① 基準第25条第2号については、「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて」(平成29年3月31日付け障発0331第15号。以下、「意思決定支援ガイドライン」という。)を踏まえて、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、意思決定支援ガイドラインに掲げる次の基本原則に十分に留意しつつ、利用者の意思決定の支援に配慮すること。	適・ 7
二 指定行動援護の提供に当たっては、利用者が自立した 日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の 意思決定の支援に配慮すること。	平24県条例 190第44条第	ア 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う。 イ 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、 他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重する ように努める姿勢が求められる。 ウ 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、 本人をよく知る関係者が集まって、様々な情報を把握し、根 拠を明確にしながら意思及び選好を推定する。	
とを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供 方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。	90第44条第 2項(第26条 第3号準用)	② 同条第3号については、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス提供責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべきものであること。なお、把握した本人の意向については、サービス提供記録	
四 指定行動援護の提供に当たっては、介護技術の進歩に 対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこ	平24県条例	や面談記録等に記録するとともに 木人の音向を燃まうた	

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知 (国に準じる)	適否
٤.	2項(第26条 第4号準用)	め必要な検討を行った結果、人員体制の確保等の観点から十分に対応することが難しい場合には、その旨を利用者に対して丁寧に説明を行い、理解を得るよう努めること。	
的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相 談及び助言を行うこと。	90第44条第	③ 同条第4号については、介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する 等、研鑽を行うべきものであること。	
18 行動援護計画の作成			
	90第44条第 2項(第27条		適・否
(2) サービス提供責任者は、(1)の行動援護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該行動援護計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援(法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。)又は指定障害児相談支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。)を行う者(以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。)に交付しなければならない。	90第44条第 2項(第27条	なお、行動援護計画は、次の点に留意して作成されるものである。	
おいても、当該行動援護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該行動援護計画の変更を行うものとする。		② 行動援護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、行動援護の提供によって解決すべき課題を明らかにし(アセスメント)、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏明は、日程等を明らかにするものとする。アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。なお、行動援	
変更について準用する。	平24県条例 90第44条第 2項(第27 条第4項準 用)	護計画書の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。 ③ 行動援護計画を作成した際には、遅滞なく利用者及びその同居の家族並びに利用者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う相談支援事業者に交付しなければならない。また、サービス提供責任者は、サービス等利用計画を踏まえた行動援護計画の作成等を可能とするため、当該相談支援事業者が実施するサービス担当者会議に参加し、利用者に係る必要な情報を共有する等により相互連携を図るものとする。 ④ サービス提供責任者は、他の従業者の行うサービス	
		が行動援護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行わなければならない。 なお、モニタリングに際しても相談支援事業者との相互連携を図ることが求められるものであり、モニタリング結果を相互に交付すること、サービス担当者会議に出席する等の方法により連携強化を図るものとする。	
19 同居家族に対するサービス提供の禁止			
	平24県条例 90第44条第 2項(第28条 準用)		適・否
	<u> </u>	<u>L</u>	<u> </u>
	90第44条第		適 • 否

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知 (国に準じる)	適否
		関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものである。	
指定行動援護事業者は、指定行動援護を受けている支 決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付 の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、 見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。	費 90第44条第		適 · 否
22 管理者及びサービス提供責任者の責務			
業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければなない。 (2) 指定行動援護事業所の管理者は、当該指定行動援護	ら 90第44条第 2項(第31条 第1項準用) 事 平24県条例	分担について規定したものである。管理者の責務を、法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、当該指定行動援護事業所の従業者に基準第二章第四節	適 · 否
業所の従業者に、「運営に関する基準」の規定を遵守さるため必要な指揮命令を行うものとする。	2項(第31条 第2項準用)	(運営に関する基準)の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととし、また、サービス提供責任者の責務を、指定行動援護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うこととしたものであ	
(3) サービス提供責任者は、「18 行動接護計画の作成に規定する業務のほか、指定行動接護事業所に対する指行動接護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。	定 90第44条第	らず、従業者に対しても、利用者への意思決定支援の実施の 観点から必要な助言指導を行うことが求められる。なお、意 思決定支援ガイドラインにおける意思決定支援責任者の役割 については、サービス提供責任者の役割と重複するものであ	
(4) サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、 用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら 思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用 への意思決定の支援が行われるよう努めなければならな い。	意 90第44条第 者 2項(第31条		
23 運営規程			
指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所ごとに、 に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規 (27において「運営規程」という。)を定めておかなけ ばならない。 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間	程 90第44条第		適 • 否
		① 従業者の職種、員数及び職務の内容(第2号) 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務 負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、基準第 5条において置くべきとされている員数を満たす範囲におい て、「〇人以上」と記載することも差し支えない(基準第9 条に規定する重要事項を記した文書に記載する場合について も、同様とする。)(以下、他のサービス種類についても同 趣旨。)。	
四 指定行動援護の内容並びに支給決定障害者等から受する費用の種類及びその額	領	② 指定行動援護の内容(第4号) 「指定行動援護の内容」とは、身体介護、通院等介助、家事援助、通院等のための乗車又は降車の介助(以下「通院等乗降介助」という。)のサービスの内容を指すものであること。	
		③ 支給決定障害者等から受領する費用の額(第4号) 指定行動援護に係る利用者負担額のほかに、基準第21条第 3項に規定する額を指すものであること(以下、他のサービ ス種類についても同趣旨)。	
五 通常の事業の実施地域		④ 通常の事業の実施地域(第5号) 通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定される ものとすること。 なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等	

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否
六 緊急時等における対応方法 七 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には 当該障害の種類		の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること(以下、他のサービス種類についても同趣旨)。 ⑤ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合の当該障害の種類(第7号) 指定行動援護事業者は、障害種別等にかかわらず利用者を受け入れることが基本とするが、指定行動援護の提供に当たっては、利用者の障害特性に応じた専門性に十分配慮する	
		必要があることから、提供するサービスの専門性を確保するため、特に必要がある場合において、あらかじめ、障害種別により「主たる対象者」を定めることができることとしたものである。この場合、当該対象者から指定行動援護の利用に係る申込みがあった場合には、正当な理由なく指定行動援護の提供を拒んではならないものであること。(以下、他のサービス種類についても同趣旨)。	
八 虐待の防止のための措置に関する事項		⑥ 虐待の防止のための措置に関する事項(第8号) 行動援護における「虐待の防止のための措置」について は、「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年法律第79号)において、障害者虐待防止を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているところであるが、より実効性を確保する観点から、指定行動接護事業者は、利用者にかめの必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。具体的には、ア 虐待後見制度の利用支援ウ 苦情解決体制の整備エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画など)オ 基準第40条の2第1項の「虐待の防止のための対策を検討する委員会(以下「虐待防止委員会」という。)」の設置等に関すること等を指すものであること(以下、他のサービス種類についても同趣旨)。	
九 その他運営に関する重要事項		⑦ その他運営に関する重要事項 (第9号) 指定行動援護事業所が市町村により地域生活支援拠点等 (法第77条第4項に規定する地域生活支援拠点等をいう。以 下同じ。)として位置付けられている場合は、その旨を明記 すること。	
24 勤務体制の確保等	<u> </u>		
(1) 指定行動援護事業者は、利用者に対し、適切な指定行動援護を提供できるよう、指定行動援護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。	90第44条第	(22) 勤務体制の確保等(基準第33条) 利用者に対する適切な指定行動援護の提供を確保するため、従業者の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。 ① 基準第33条第1項は、指定行動援護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にすることを定めたものであること。	適 · 否
	90第44条第 2項(第34条 第2項準用)	② 同条第2項は、当該指定行動援護事業所の従業者によって指定行動援護を提供するべきことを規定したものであるが、指定行動援護事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指すものであること。	
(3) 指定行動援護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	90第44条第 2項(第34条	③ 同条第3項は、当該指定行動援護事業所の従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該指定行動援護事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。	
を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又	2項(第34条 第4項)	④ 同条第4項は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第30条の2第1項の規定に基づき、指定行動援護事業者には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント(以下「職場におけるハラスメントやパワーハラスメント(以下「職場におけるハラスメントという。)の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものでみ及び指定行動援護事業者が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利田者やその家族等から受けるものも会まれるこ	

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知 (国に準じる)	適否
		とに留意すること。	
		ア 指定行動援護事業者が講ずべき措置の具体的内容指定行動援護事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する指題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平成18 年厚生労働省告示第615 号)及び事業主が職場におりるととき背景とした措置等に入した言題に関して同用管理上講ず、第5においての指針(令和2年指針)というまないである問題に関しての指針(今和2年指針)というに対しての指針(今和2年指針)というにおいての指針(今和2年指針)というにおいての指針(各和2年指針)というに対しての指針(各和2年指針)というに対しての指針(各の2年がより、というないのとおりである。 a 指定で動援護事業者の方針を明確化及びその周知におけるからとおりである。 a 指定で予発 職場スメントを行ってで発表すること。 b 相談(苦情を含めの方針を明確化した。)に応じ、適切に対応するためにのをあらかじめ定め、従業者に周知すること。 f 指定行動援護事業者が講じることが望ましい取出がに、事業者が開けるのために、事業者が開けることにできまずを開けませて、プローバラスメント指針においては、メントして行うな思されます。	
		とが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切 に対応するために必要な体制の整備、②被害者への 配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対 応、行為者に対して1人で対応させない等)及び③ 被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実 施等、業種・業態等の状況に応じた取組)が規定さ れているので参考にされたい。	
業務継続計画の策定等			
	90第44条第 2項(第34条 の2第1項)	(23) 業務継続計画の策定等(基準第33条の2) ① 基準第33条の2は、指定行動援護事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定行動援護の提供を受けられるよう、指定行動援護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施しなければならないこととしたものである。 なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第33条の2に基づき指定行動援護事業者に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等に	適・ 1

行動援護

参加できるようにすることが望ましい。

ア 感染症に係る業務継続計画

イ 災害に係る業務継続計画

の備蓄等)

14

② 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。 なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス 事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継 続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における 自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。

日然炎音光生時の業務極続ガイドノイン」を参照されたい。 また、想定される災害等は地域によって異なるものである ことから、項目については実態に応じて設定すること。 なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定する ことを妨げるものではない。

a 平時からの備え (体制構築・整備、感染症防止に 向けた取組の実施、備蓄品の確保等) b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立 (保健所との連携、濃厚 接触者への対応、関係者との情報共有等)

a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水 道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品

b 緊急時の対応 (業務継続計画発動基準、対応体制

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知 (国に準じる)	適否
		等) c 他施設及び地域との連携	
について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 に実施しなければならない。	90第44条第	③ 従業者の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。 従業者教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年1回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。 なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。	
しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものと する。	90第44条第 2項(第34条	④ 訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、指定行動援護事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的(年1回以上)に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。	
26 衛生管理等			
	90第44条第 2項(第35条	(24)衛生管理等(基準第34条) ① 基準第34 条第1項及び第2項は、指定行動援護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理並びに指定行動援護事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したものである。特に、指定行動援護事業者は、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険	適・否
(2) 指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理を行うこと。また、感染症若しくは食中毒が発生し、又はまん延しないように予防指針の策定及び従業者に対する当該指針の周知その他必要な措置として、予防に関する指針の整備、従業員への当該指針の周知その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。	90第44条第 2項(第35条	から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋 等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必	
いて感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該指定行動援護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装	90第44条第 2項(第35条	② 同条第3項に規定する感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のアからウまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき指定行動援護事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。	
置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知		ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する 委員会	
徹底を図ること。 二 当該指定行動接護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。		当該指定行動援護事業所における感染症の予防及びまる委の防止のための対策を検討する感染症の予防及びま奏を対策を対策を負責、対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対している。という。)を、対して、対策の知識を有する者をでして、対策の知識を有する者をでして、対策の知識を有する者をでして、対策の知識を有する者をでして、対策の知識を有する者をでして、が、対策を担当を明確に対策を担当を明確に対策を担当を対策を担当を対策を担当を対策を担当を対策を担当を対策を担当を対策を担当を対策を担当を対策を担当を対策を対策を担当を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を	

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否
E 当該指定行動援護事業所において、従業者に対し、感 2定の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期 かに実施すること。		イ 感染症の予防及びまかが発生時のという。 というでは、 がいいないでは、 がいいないないでは、 がいいないないでは、 がいいないないないでは、 がいいないないないないないないないないないないないないないないないないないない	
7 掲示			<u>I</u>
	」90第44条第 2項(第36条 第1項準用)	(25) 掲示(基準第35 条) ① 基準第35 条第1項は、指定行動援護事業者は、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定行動援護事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが、次に掲げる点に留意する必要がある。 ア 指定行動援護事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所のことをあること。 イ 従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。	適 • 召
	90第44条第 2項(第36条	② 同条第2項は、重要事項を記載したファイル等を利用者 又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定行動援護事 業所内に備え付けることで同条第1項の掲示に代えることが できることを規定したものである。	
といつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の 見定による掲示に代えることができる。	第2項準用)	てきることを発足したものである。	
	第2項準用)	てきることを発足したものである。	

(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供に当たっ では、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するたち め緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者 の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を 行ってはならない。 (2) 指定行動援護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う 場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状 況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録し なければならない。 (26) 身体拘束等をの2 第 1 項及び第 2 項は、利用者又は他の利 用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合 に身体拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合 に身体拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記 場しなければならないこととしたものである。 なお、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替 性、一時性の三つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそ なければならない。

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知 (国に準じる)	適否
	用)	らないこと。	
め、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとす	90第44条第 2項(第36条	② 検討 の	
二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。		③ 同条同項第2号の指定行動援護事業所が整備する「身体 拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り 込むこととする。 ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本 的な考え方 イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織 に関する事項 ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基 本方針 エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方 策に関する基本方針 オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方	
三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。		針 キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な 基本方針 ④ 同条同項第3号の従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施に当たっては、身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定行動援護事業所における指針に基づき、適正化の徹底を図るものとする。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定行動援護事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施(年一回以上)するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。 また、研修の実施内容について記録することが必要である。 なお、研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差1 支きかく 他の研修レー休的に実施する場合や他の研	

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否
工収すな及び有収点(宏木内及び宏規則)	以延仏节寺	作がのかくはにより、 をプログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。	地口
29 秘密保持等		I	
(1) 指定行動援護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	90第44条第 2項(第37条	(27)秘密保持等(基準第36条) ① 基準第36条第1項は、指定行動援護事業所の従業者及び 管理者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の 保持を義務付けたものである。	適・否
が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はそ	90第44条第 2項(第37条	② 同条第2項は、指定行動援護事業者に対して、過去に当該指定行動援護事業所の従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務付けたものであり、具体的には、指定行動援護事業者は、当該指定行動援護事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決めるなどの措置を講ずべきこととするものである。	
対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際	90第44条第	③ 同条第3項は、従業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、他の指定障害福祉サービス事業者と共有するためには、指定行動接護事業者等は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。	
30 情報の提供等	•		
(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、 当該指定行動援護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。	90第44条第		適 • 否
(2) 指定行動援護事業者は、当該指定行動援護事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。			
		<u> </u>	
(1) 指定行動援護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定行動援護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならな	90第44条第 2項(第39条	(28)利益供与等の禁止(基準第38条) ① 基準第38条第1項は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等による障害福祉サービス事業者等の紹介が公正中立に行われるよう、指定行動援護事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相	適・ 否
V 'o		談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等に対し、利用者に対して当該指定行動援護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない旨を規定したものである。	
定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの 事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族	90第44条第 2項(第39条	② 同条第2項は、利用者による一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等の選択が公正中立に行われるよう、指定行動援護事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等から、当該事業所を利用する利用者やサービス提供が終了した利用者等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない旨を規定したものである。	
	<u> </u>		
(1) 指定行動援護事業者は、その提供した指定行動援護に 関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対 応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等 の必要な措置を講じなければならない。	90第44条第	(29) 苦情解決 (基準第39条) ① 基準第39条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである。当該措置の概要については、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。	適 · 否
(2) 指定行動援護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	90第44条第 2項(第40	② 同条第2項は、苦情に対し指定行動援護事業所が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情(指定行動援護事業所が提供したサービスとは関係のないものを除く。)の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。	

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否
	用)	また、指定行動援護事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。	
(3) 指定行動援護事業者は、その提供した指定行動援護に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該議員からの質問若しくは指定行動援護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指算又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	90第44条第 2項(第40 条第3項準	③ 同条第3項は、住民に最も身近な行政庁である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生じることから、市町村が、指定行動援護事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。	
(4) 指定行動援護事業者は、その提供した指定行動援護に関し、法第11条第2項の規定により知事が行う報告若しく は指定行動援護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提 出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及 び利用者又はその家族からの苦情に関して知事が行う調査 こ協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合 は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければ ならない。	90第44条第 2項(第40 条第4項準		
(5) 指定行動援護事業者は、その提供した指定行動援護に関し、法第48条第1項の規定により知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定行動援護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事又は市町村長から	90第44条第 2項(第40 条第5項準		
指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って 必要な改善を行わなければならない。			
運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又は あっせんにできる限り協力しなければならない。	90第44条第 2項(第40	④ 同条第7項は、社会福祉法上、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会が福祉サービスに関する苦情の解決について相談等を行うこととされたことを受けて、運営適正化委員会が行う同法第85条に規定する調査又はあっせんにできるだけ協力することとしたものである。	
33 事故発生時の対応			
ければならない。	90第44条第 2項(第41	利用者が安心して指定行動援護の提供を受けられるよう、 指定行動援護事業者は、利用者に対する指定行動援護の提供 により事故が発生した場合は、都道府県、市町村及び当該利 用者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講 じ、利用者に対する指定行動援護の提供により賠償すべき事 故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければなら	適・ 否
祭して採った処置について、記録しなければならない。	平24条例第 90第44条第 2項(第41 条第2項準 用)	ないこととしたものである。 このほか、次の点に留意するものとする。 ① 利用者に対する指定行動援護の提供により事故が発生 した場合の対応方法については、あらかじめ指定行動援 護事業者が定めておくことが望ましいこと。 また、事業所に自動体外式除細動器(AED)を設置	
	90第44条第 2項(第41 条第3項準 用)	することや救命講習等を受講することが望ましいこと。 なお、事業所の近隣にAEDが設置されており、緊急 時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構 築することでも差し支えない。 ② 指定行動援護事業者は、賠償すべき事態において速や かに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくこと が望ましいこと。 ③ 指定行動援護事業者は、事故が生じた際にはその原因 を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。	
		なお、「福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関する取り組み指針」(平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会)が示されているので、参考にされたい。	

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知 (国に準じる)	適否
一 当該指定行動援護事業所における虐待の防止のための 2	90第44条第 2項(第41条 の2準用)	① 同条第第1号の虐待防止委員会の役割は、以下の3	適・否
		虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者(必置)を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えるよう努めるものとする。なお、事業所の規模に応じた対応を検討すること。虐待防止委員会の開催に必要となる人数についてはよ風であるため、事業所の規模に必要となる人数についればよ風で遭害者や虐待防止担当者(必置)が参画していれば最低することが必要である。なお、虐待防止委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。なお、虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要であるが、身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。	
		指定行動援護事業所が、報告、改善のための方策を定め、 周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事 業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげ るためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたもの ではないことに留意することが必要である。 具体的には、次のような対応を想定している。 なお、虐待防止委員会における対応状況については、適切 に記録の上、5年間保存すること。	
		ア 虐待(不適切な対応事例も含む。)が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。 イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。 ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。 エ 事例の分析に当たの発生時の状況等を分析し、虐待の発生時の大虐を分析し、虐待の発生時の表とりまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。 オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。 カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。	
		② 指定行動援護事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。 ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方 イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項 ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針 エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 虐待発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針	
		③ 同条第2号の従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定同行援護事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施(年1回以上)するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。	

ある。 また、研修の実施内容について記録することが必要であ

根拠法令等	解釈通知 (国に準じる)	適	否
	る。 なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。		
	④ 同条第3号の虐待防止のための担当者については、サービス提供責任者等を配置すること。なお、当該担当者及び管理者は、「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日障発第0801002号)の別紙2「地域生活支援促進事業実施要綱」の別記2-4の3(3)の都道府県が行う研修に参加することが望ましい。		
		適	否
<u>I</u>			
90第44条第 2項(第43 条第1項準 用)	指定行動援護事業者は、従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録を文書により整備しておく必要があること。 なお、基準第42条第2項により、指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供に関する諸記録のうち、少なくとも 次に掲げる記録については、当該行動授護を提供した日か	適	
平24条例第 90第44条第 2項(第43 条第2項準 用)	ら、少なくとも5年以上保存しておかなければならないこととしたものである。 ① 指定行動援護に関する記録 ア 基準第19条に規定する指定行動援護の提供に係る記録		
	ウ 基準第35条の2第2項に規定する身体拘束等の		
	エ 基準第39条に規定する苦情の内容等に係る記録 オ 基準第40条第2項に規定する事故の状況及び事 故に際して採った処置についての記録 ② 基準第29 条に規定する市町村への通知に係る記録		
1項 施行規則第		適	• 否
90第211条 第1項	2 文書の取扱いについて (1) 電磁的記録について 基準第224 条第1項は、指定障害福祉サービス事業者及び その従業者(以下「事業者等」という。)の書面の保存等に 係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定す る書面の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである。 ① 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。 ② 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。 ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルには磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読	適	否
	平24条44第42 平29第44第42 平29第1 (利条42 第第2項第) 平24第45 (利条43 平299項第) 平24第43 平30項第) 第第2項第) ※第第2項第) ※第第3 ※第43	る。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。 ④ 同条第3号の虐待防止のための担当者については、サービス提供責任者等を配置すること。なお、当該担当者及び管理者は、「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日降発第0801002号)の別紙2「地域生活支援促進事業実施要綱」の別記2ー4の3(3)の都道府県が行う研修に参加することが望ましい。 「聖24条例第9の第44条第2条の会計を区分しなければならないこととしたものである。 ② (33)配験の整備(基準第42条) 指定行動援護事業者は、従業者、設備、備品及び会計等に受分するとともに、指定行動援護事業者は、公業者、設備、備品及び会計等に関する話記録を支書により影僧しておく必要があること、なお、基準第42条第2項により、指定行動援護事業者は、公業者、設備、優品及び会計等に扱いておいるととしたものである。 ② 指定行動援護を対したいて、当該行動援護を提供に係る主導・第29条に規定する指定行動援護を提供に係る記録 ア 基準第19条に規定する指定行動援護の提供に係る記録 ア 基準第19条に規定する指定行動援護の提供に係る記録 ア 基準第39条に規定する指定行動援護の提供に係る記録 ア 基準第39条に規定する苦情の内容等に係る記録 オ 基準第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置市町村への通知に係る記録 オ 基準第40条第2項に規定する書的の件を対定を対して採った処置市町村への通知に係る記録 ② 基準第29条に規定する書前の内容等に係る記録 なに際して採った処置市町村への通知に係る記録 ② 基準第29条に規定する書で対しての通知に係る記録 ② 基準第29条に規定する書でが対しての通知に係る記録 ② 正確的記録による作成はは、事業者等の使用に係る電音計算機に備えらたファイルによりによること。電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルには限分する方法によること。 電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに以限例する方法によること。 電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルには限度する方法によること。 電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに以限をする方法によること。 電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに以下のいずれかの方法によること。 電磁的記録を事業者等の使用に係る電音計算機に備えられたファイルに以下のいずれかの方法によること。 電磁的記録を事業者等の使用に係る電音子計算機に備えられてアイルに以下のいずれかの方法によること。 電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられてアイルに以下のいずれかの方法によることと、電磁的記録をする表には確認するによりによりに対しませばないませばないませばないませばないませばないませばないませばないませばない	本記、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも多し支えない。 ② 同条第3号の虐待防止のための担当者については、サービス提供責任者等を配置すること。 加坡生活支援事業の実施について、「中政18年8月1日障発第6801002 号)の別紙2「地域生活支援促進事業実施要綱」の別記2-4の3(3)の都道酵県が行う研修に参加することが望ましい。 「平24条例第 132 金計の区分(基準第41条) 第2項(第42条準用) 第2項(第42条準用) 第2項(第42条準用) 第2項(第42条準用) 第2項(第42条準用) 第2項(第43条第1項準 指定行動援護事業者は、指定行動授護事業者は、指定行動授護事業者は、指定行動授護事業者は、指定行動授護事業者は、指定行動授護事業者は、指定行動授護事業者は、指定行動授護事業者は、指定行動授護事業者は、指定行動授援等を文書により無情しておく必要があること。なお、基準第42条第2項により、指定行動授護事業者とのよりの第44条第2項(第43条第2項に規定するおおかなければならないこともしたものである。 第2項(第43条第2項権用) 第23条第2項準 月線により、指定行動授護に関する記録としたものである。 第2項第4条第 ア 基準第29条に規定する指定行動援護の提供に係る記録

21 行動援護

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則) – – – – – – – – – – – – – – – – – – –	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	解釈通知 (国に進じる)	適否
	ではいがない	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	迎白
用する場合を含む。) 及び次頃に規定するものを除く。) については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。) により行うことができる。 (2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下	マ24県条条 9第211条 9第211条 10第21項	アイレフ 等を選守することが規定されて他の作品に発生をしまります。 第4年による。 第4	

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否

23 行動援護